



# News 4月号 News 4月号

## ☆平成29年度税制改正について☆

本号では、資産税の改正についてお知らせいたします。

### ○ 取引相場のない株式(非上場株式)の納税猶予制度の見直しについて

中小企業の早期かつ計画的な事業承継の促進のため、非上場株式の贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用が可能となりました。

この適用は、平成29年1月1日以後について適用されます。

### ○ 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲見直しについて

短期滞在の外国人(外国人駐在者)同士の相続等については、国外財産を課税対象にしないこととなりました。

また、日本国籍を有する人については租税回避を抑制するため、相続人等又は被相続人等が10年以内に国内に住所を有する場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とすることとなりました。

平成29年4月1日以後の相続等について適用されます。

### ○ 「積立NISA」の創設

少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」が新たに創設されました。平成30年1月1日以後の投資について適用となり、現行のNISAと積立NISAいずれかを選択することとなります。

現行NISA同様に口座内で生じた配当及び譲渡益については、非課税となります。

### ○ タワーマンションに係る課税の見直し

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正されるようになりました。

高さ60mを超える居住用建築物については、高層階は増税、低層階は減税となります。

ただし、平成29年3月31日までに売買契約が締結された住戸を含む居住用超高層建築物は対象外となっております。

平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物について適用されます。

詳しくは、担当者までお問い合わせください。

## ☆コラム(飯島のつぶやき)☆

### M&A 国際会議

今回のM&A国際会議はサンフランシスコとシリコンバレーで2日間行なわれ、日本全国から、400名の会計士・税理士が会場に集まりました。

サンフランシスコの概要は以下の通りです。

- ①サンフランシスコベイエリアに進出している日系企業は2016年時点で770社
- ②人件費は高騰中。シリコンバレーで働くスタッフに関しては新卒でも年収1200万円
- ③オフィス賃料も高騰中。サンフランシスコは全米でNo1の賃料。平均賃料は1SQFTあたり2.79USD
- ④訴訟社会であることから、法人維持費に弁護士費用もかかることを考慮しなければなりません。社長がある女性スタッフに「そのブーツ可愛いですね」と声をかけたところ、セクハラで訴えられたという事例も。

### 自動運転車

サンフランシスコ市内は、既にテスラー社の自動運転の電気自動車が走り回っています。まだ、法律で運転席に人が座らなければならないので、見た目にはわかりませんが、9つのカメラとセンサーが付いていて、交差点や信号、急に人や自転車・動物が飛び出してきたら一時停止、スピードもかなり出ていました。

目的地に着いて車を降りると、自動運転で縦列駐車までしてくれます。

ショールームで実際の車に乗ってみました(走ってはいませんが)が、17インチの大型モニターが車内の中心に設置されていました。価額は日本円で800万円からあります。

驚いたことに、機能が追加されるたびにダウンロードでアップデートができます。もはや、車の概念を超えていますね。

### 事務所内人事

本年1月より、アルバイトで篠澤健太、3月より正社員で岩崎彩子の2名が入社いたしました。

また、3月末をもちまして、社会保険労務士の萩原順子が退社いたしました。

### 今月の一言

#### 『幸せって気づくもの!』

幸せって、あるものではないし、探すものでもない。だから、悲しんでいたらもったいない。今、この瞬間が幸せなんだと…。今がいちばん大切な時間です。泣いても笑っても今なんです。大切な今、この時間を楽しまないと。幸せに気づきましょう!